

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

令和2年2月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	違約金
(母子)事業開始資金	母子家庭の母 寡婦 母子・父子福祉団体 父子家庭の父	1回につき 2,870,000円(個人分) 4,320,000円(団体分)		貸付けの日から 1年間	据置期間 経過後 7年以内	連帯保証人 有…無利子 連帯保証人 無…年1.0%	延 滞 元 利 金 に つ き 五 ・ 〇 %
(母子)事業継続資金	母子家庭の母 寡婦 母子・父子福祉団体 父子家庭の父	1回につき 1,440,000円(個人分) 1,440,000円(団体分)		貸付けの日から 6か月	据置期間 経過後 7年以内	連帯保証人 有…無利子 連帯保証人 無…年1.0%	
(母子)修学資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子 父子家庭の児童	高等学校、専修学校(高等課程) 27,000～52,500円 大学、高等専門、 専修学校(専門課程) 31,500～96,000円 専修学校(一般課程) 48,000円 大学院(修士) 132,000円 大学院(博士) 183,000円 *貸付は月額 学年等、条件により額が異なる	修学 期間中	卒業後6 か月を 経過する まで	据置期間 経過後 20年以内 専修学校 (一般課程) 5年以内	無利子	
(母子)技能習得資金	母子家庭の母 寡婦 父子家庭の父	月額 68,000円 特別(自動車運転 免許取得)の場合 460,000円 特別(その他)の 場合 816,000円	知識技能 を習得す る期間中 5年以内	習得期間 満了後1年 を経過す るまで	据置期間 経過後 20年以内	連帯保証人 有…無利子 連帯保証人 無…年1.0%	
(母子)修業資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子 父子家庭の児童	月額 68,000円 特別(自動車運転 免許取得)の場合 460,000円	知識技能 を習得す る期間中 5年以内	習得期間 満了後1年 を経過す るまで	据置期間 経過後 20年以内	無利子	
(母子)就職支度資金	母子家庭の母 又は児童、父 母のない児童 寡婦 父子家庭の父	1回につき 100,000円 特別(通勤のため の自動車購入) 場合 330,000円		貸付けの日から の1年間	据置期間 経過後 6年以内	無利子 ただし配偶者 のない女子の 場合 連帯保証人 有…無利子 連帯保証人 無…年1.0%	
(母子)医療介護資金	母子家庭の母 又は児童 寡婦 父子家庭の父	1回につき 340,000円 特別の場合 480,000円 介護の場合 500,000円		医療を受ける期 間が満了してか ら6か月を経過 するまで	据置期間 経過後 5年以内	連帯保証人 有…無利子 連帯保証人 無…年1.0%	

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	違約金
(母子)生活資金	母子家庭の母 寡婦 父子家庭の父	月額 105,000円 (生活安定貸付期間中の限度額は2,520,000円) 但し、母子父子寡婦が、生計中心者でない場合は月額 70,000円 特別の場合(知識技能習得)月額 141,000円 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。	① 知識技能を習得する期間中の5年以内又は医療や介護を受けている期間中の1年間 ② 配偶者のない女子になって7年未満 ③ 離職日の翌日から1年以内	① 知識技能の習得期間満了後6か月を経過するまで又は医療や介護を受ける期間が満了して後6か月を経過するまで ② 生活安定期間が満了して後6か月を経過するまで ③ 貸付期間が満了して後6か月を経過するまで	① (技能習得)据置期間経過後20年以内(医療介護)据置期間経過後5年以内 ② 据置期間経過後8年以内 ③ 据置期間経過後5年以内	連帯保証人有…無 利率 1.0%	
(母子)住宅資金	母子家庭の母 寡婦 父子家庭の父	①補修、保全、改築、建設、購入、増築等通常の場合1回につき1,500,000円 ②特別の場合(災害による全壊、老朽化による増改築)2,000,000円		貸付けの日から6か月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有…無 利率 1.0%	
(母子)転宅資金	寡婦の母 寡婦 寡婦の父	1回につき260,000円		貸付けの日から6か月	据置期間経過後3年以内	連帯保証人有…無 利率 1.0%	

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	違約金
(母子) 就学支度資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子 父子家庭の児童	ア. 小学校に入学 63,100円 イ. 中学校に入学 79,500円 ウ. 高等学校、専修学校の高等課程若しくは一般課程に入学する場合 (ア) 自宅通学 150,000円 (イ) 自宅外通学 160,000円 エ. 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する場合 (ア) 自宅通学 410,000円 (イ) 自宅外通学 420,000円 オ. 修業施設に入所する場合 (ア) 中学卒業者が当該施設に入所する場合 ウに準ずる (イ) 高等学校卒業者が当該施設に入所する場合 a. 自宅通学 272,000円 b. 自宅外通学 282,000円 カ. 国公立の大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程に入学する場合 (ア) 自宅通学 370,000円 (イ) 自宅外通学 380,000円 キ. 私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学する場合 (ア) 自宅通学 580,000円 (イ) 自宅外通学 590,000円		修学を終了後6か月を経過するまで又は修業を終了後6か月を経過するまで	(修学) 据置期間経過後20年以内 (修業) 据置期間経過後5年以内	無利子	
(母子) 結婚資金	母子家庭の母 寡婦 父子家庭の父	1回につき 300,000円		貸付けの日から 6か月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人有…無利子 連帯保証人無…年1.0%	

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	違約金
(母子)臨時児童扶養等資金	母子家庭の母 父子家庭の父 令和元年7月31日までに児童扶養手当法第6条第1項の規定による認定請求をした者であること 令和元年8月分の児童扶養手当の額が同年11月分の児童扶養手当の額未満であること	令和元年11月分の児童扶養手当額に3を乗じた額から同年10月分の児童扶養手当額に3を乗じた額を控除した額を超えないこと	令和元年12月1日から令和2年2月29日まで	貸付けの日から6か月	据置期間経過後3年以内	無利子	

(注)

- 1 修学資金や就学仕度資金等貸付対象が児童である場合は、児童本人に貸付けることができることとする。(平成15年4月1日)
- 2 事業開始資金については、母子家庭の母等が共同で起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。(平成15年4月1日)
- 3 貸付金の種類における()内については、父子福祉資金の場合は「父子」と、寡婦福祉資金の場合は「寡婦」に読み替える。
- 4 違約金の算出にあたっての期間計算においては、平成27年3月31日までは延滞元利金につき10.75%を適用する。
- 5 連帯保証人がいない場合の利率について、平成28年4月から年利1.0%となった。